**（８）秘密保持契約書１**

〔両当事者秘密保持義務のケース〕

○○○株式会社（以下「甲」という。）と×××株式会社（以下「乙」という。）とは、△△△△技術の将来性の検討（以下「本検討」という。）を行い、共同研究の可否を決定するため、相互に技術的知見を開示するに当たり、次のとおり契約を締結する。

第１条（秘密情報及び秘密保持義務）

甲及び乙は、△△△△技術に関し、相互に秘密として特定して開示した技術情報及び相互の接触交流により知り得た相手方の秘密として特定された企業秘密（以下「秘密情報」という。）を、相手方の事前の文書による承諾なしに第三者に開示又は漏洩してはならない。ただし、次のものは秘密保持対象から除外する。

（１）開示を受けた際、既に自ら所有し、又は第三者から入手していたもの

（２）開示を受けた際、既に公知公用であったもの

（３）開示を受けた後、甲乙それぞれの責によらないで公知又は公用となったもの

第２条（使用・流用の禁止）

甲及び乙は、秘密情報を相手方の承諾なしに本検討以外の目的に使用してはならない。

第３条（共同研究）

甲及び乙は、本契約に基づく技術の開示の結果共同研究を必要とする場合、新たに共同研究契約を締結する。

第４条（秘密情報の返還）

甲及び乙は、本検討の結果、共同研究に至らないこととした場合は、本契約の終了後直ちに、秘密情報に係る書類（複写及び複製したものを含む。）を相手方に返還する。

第５条（契約の有効期間）

本契約の有効期間は、令和○○年○○月○○日から令和○○年○○月○○日までとする。

第６条（協　議）

甲及び乙は、本契約に定めのない事項又は解釈に疑義ある事項については、信義誠実の原則に従って甲乙協議の上、これを解決する。

本契約締結の証として本書２通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自１通を保有する。

令和××年×月×日

　　　　　　　　　　　　　　　　東京都　○○区○○○丁目○番○号

　　　　　　　　　　　　　　甲　○○○株式会社

　　　　　　　　　　　　　　　　代表取締役　○　○　○　○　印

　　　　　　　　　　　　　　　　東京都　○○区○○○丁目○番○号

　　　　　　　　　　　　　　乙　×××株式会社

　　　　　　　　　　　　　　　　代表取締役　○　○　○　○　印

**秘密保持契約書１チェックリスト**

〔両当事者秘密保持義務のケース〕

|  |  |
| --- | --- |
| 条文 | チェック項目 |
| 前　文 | ①契約の当事者　②契約の目的 |
| 第１条　秘密情報及び秘密保持義務 | ①秘密情報の特定②開示する情報の対象範囲　③秘密保持義務の対象範囲　④秘密保持義務者 |
| 第２条　使用・流用の禁止 | ①禁止範囲 |
| 第３条　共同研究 | ①共同研究契約締結の要否 |
| 第４条　秘密情報の返還 | ①秘密情報の返還義務 |
| 第５条　契約の有効期間 | ①契約の始期、終期 |
| 第６条　協議 | ①疑義ある事項の処理方法 |
| 後　文 |  |